

令和7年 富士見町 告示

第 176 号

富士見町在宅介護支援事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和7年12月24日

富士見町長 渡辺 葉

富士見町在宅介護支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

富士見町在宅介護支援事業実施要綱(平成25年富士見町告示第14号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合には、その限りでない。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、町民税非課税世帯に属する者
- (2) 対象者の子等が市町村民税非課税者である者
- (3) 要介護又は要支援の認定を受けた者のうち、認定された要介護度の費用限度額では介護保険サービスが不足する者

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。